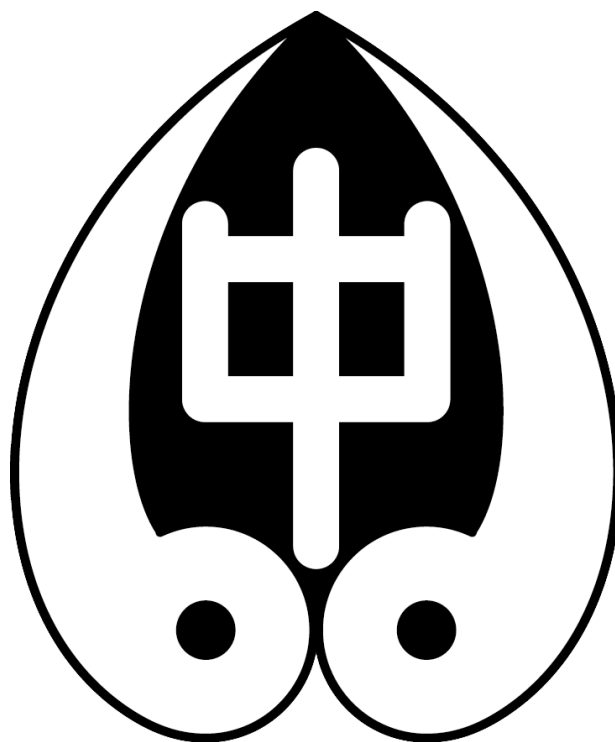


いじめ防止基本方針



練馬区立豊玉第二中学校

1 いじめに対する基本姿勢

いじめは、「いじめ防止対策推進法第2条」で、次のように定義づけられている。

いじめの定義（第2条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

よって、「いじめ防止対策推進法」を受け、学校の基本姿勢を次のように定める。

- いじめは重大な人権侵害であり決して許されないものである。
- いじめは、どのような場面でも起こりえるとの認識に立ち、いじめの未然防止及び早期発見に努める。
- いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い、学校の組織で対応する。

2 いじめの防止等の対応（対策）のための組織の設置

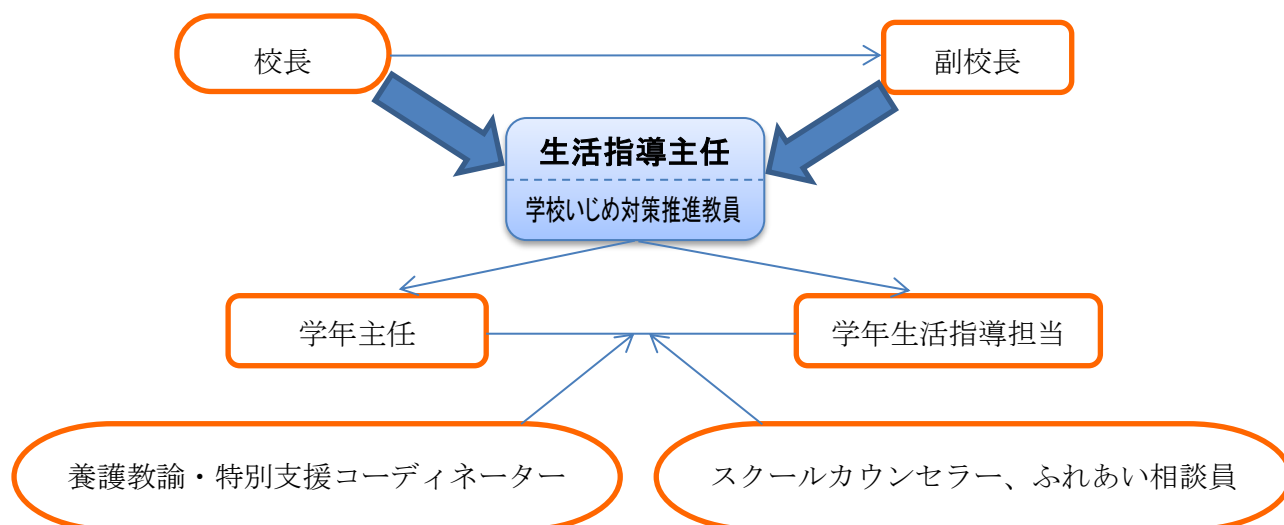
(1) いじめ対策委員会の設置

生活指導主任を要とする「いじめ対策委員会」を設置する。

生活指導主任は、校長、副校長の指導・指示を得ながら、本委員会を常時稼働させ、いじめ未然防止、早期発見、いじめを認知する判断情報の収集、いじめ対応・対策、指導・支援等を行うことを基本とする。

<いじめ対策委員会のメンバー>

校長、副校長、生活指導主任、学校いじめ対策推進教員、学年主任、学年生活指導担当者、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、ふれあい相談員とする。

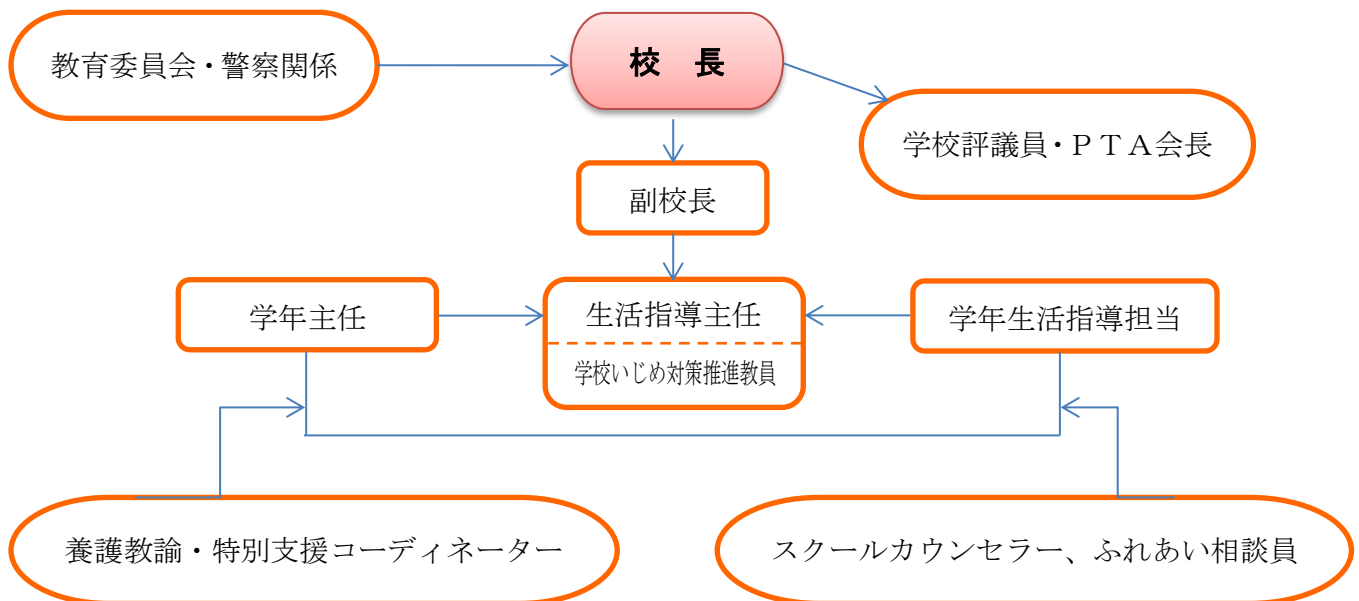


(2) 重大事態に対応する場合の「緊急いじめ対策委員会」の設置

校長は、重大事態を認知し、迅速に「緊急いじめ対策委員会」を設置する。いじめを認知する判断情報の収集、緊急対応、短期対応、中・長期的対応に分けて、方針を出し、本委員会を稼働させる。

＜緊急いじめ対策委員会のメンバー＞

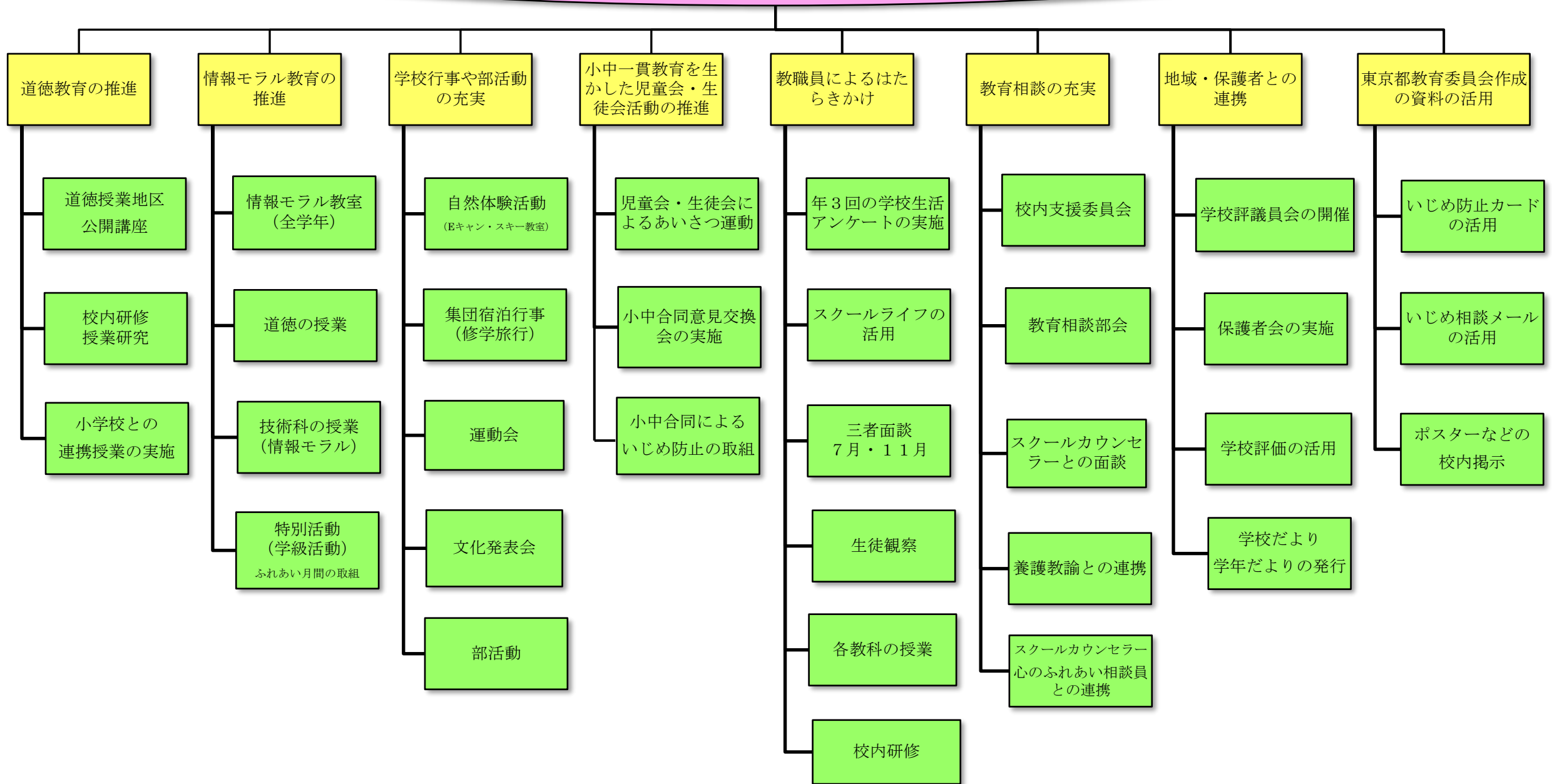
校長、副校長、生活指導主任、学校いじめ対策推進教員、学年主任、学年生活指導担当者、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、ふれあい相談員、学校評議員、PTA会長、教育委員会、警察関係者等とする。



(3) いじめの認知と断定

校長は、副校長、生活指導主任、学校いじめ対策推進教員、関係教諭の報告をもとに、また、校長が直接関係生徒との面談の状況を鑑み、いじめか否かの判断を行う。校長は、いじめの認知の判断について、問題行動調査等での報告等に基づき、認知と判断がぶれないように、生活指導主任と連携して判断する。

学校の教育活動全体で取り組むいじめ防止・発見



4 いじめ対策年間計画

月	生徒対象	保護者対象	教職員対象
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳授業／各教科／学級活動 ・生徒会・生活美化委員によるあいさつ運動 ・連絡帳の活用 ・部活動 ・学校だより、学年だよりの発行 ・情報モラル講習会 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だより、学年だよりの発行 ・スクールカウンセラー教育相談 ・保護者会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡帳の活用 ・生徒観察 ・養護教諭との連携 ・スクールカウンセラーとの連携 ・校内支援委員会① ・保護者会の実施 ・小学校との研修
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳授業／各教科／学級活動 ・生徒会・生活美化委員会によるあいさつ運動 ・連絡帳の活用 ・部活動 ・学校だより、学年だよりの発行 ・スクールカウンセラー全員面談（1年対象） ・運動会 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だより、学年だよりの発行 ・スクールカウンセラー教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡帳の活用 ・生徒観察 ・養護教諭との連携 ・スクールカウンセラーとの連携 ・校内支援委員会② ・教育相談部会① ・コーディネーター研修 ・情報モラル講習会 ・小学校との連携授業・研修
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳授業／各教科／学級活動 ・生徒会・生活美化委員によるあいさつ運動 ・連絡帳の活用 ・部活動 ・学校だより、学年だよりの発行 ・スクールカウンセラー全員面談（1年対象） ・学校生活アンケート① ・いじめ防止への取組の講話 ・いじめ防止カードの活用 ・いじめ相談メールの活用 ・ポスターなどの校内掲示 ・校外学習（2年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だより、学年だよりの発行 ・スクールカウンセラー教育相談 ・井戸端会の開催 ・学校評議員会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡帳の活用 ・生徒観察 ・養護教諭との連携 ・スクールカウンセラーとの連携 ・学校生活アンケート① ・校内支援委員会③ ・コーディネーター研修 ・学校評議員会の開催 ・小学校との連携授業・研修
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳授業／各教科／学級活動 ・生徒会・生活美化委員によるあいさつ運動 ・連絡帳の活用 ・部活動 ・学校だより、学年だよりの発行 ・三者面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だより、学年だよりの発行 ・スクールカウンセラー教育相談 ・三者面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡帳の活用 ・生徒観察 ・養護教諭との連携 ・スクールカウンセラーとの連携 ・三者面談 ・校内支援委員会④ ・教育相談部会② ・コーディネーター研修 ・小中合同意見交換会の開催
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動 ・SNS東京ノートの活用 ・自然体験活動（1年 Eキャン） 		<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修 ・東京都いじめ防止に関する研修 ・祭礼等パトロールの実施
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳授業／各教科／学級活動 ・生徒会・生活美化委員によるあいさつ運動 ・連絡帳の活用 ・部活動 ・学校だより、学年だよりの発行 ・集団宿泊行事（3年 修学旅行） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だより、学年だよりの発行 ・スクールカウンセラー教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡帳の活用 ・生徒観察 ・養護教諭との連携 ・スクールカウンセラーとの連携 ・校内支援委員会⑤ ・教育相談部会③ ・小学校との連携授業・研修

10月	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳授業／各教科／学級活動 ・生徒会・生活美化委員によるあいさつ運動 ・連絡帳の活用 ・部活動 ・学校だより、学年だよりの発行 ・文化発表会 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だより、学年だよりの発行 ・スクールカウンセラー教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡帳の活用 ・生徒観察 ・養護教諭との連携 ・スクールカウンセラーとの連携 ・校内支援委員会⑥ ・小学校との連携授業・研修 ・井戸端会の開催
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳授業／各教科／学級活動 ・生徒会・生活美化委員によるあいさつ運動 ・連絡帳の活用 ・部活動 ・学校だより、学年だよりの発行 ・三者面談 ・学校生活アンケート② ・いじめ防止への取組の講話 ・いじめ撲滅宣言の作成 ・道徳地区公開講座 ・校外学習（1年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だより、学年だよりの発行 ・スクールカウンセラー教育相談 ・三者面談 ・道徳地区公開講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡帳の活用 ・生徒観察 ・養護教諭との連携 ・スクールカウンセラーとの連携 ・学校生活アンケート② ・校内支援委員会⑦ ・道徳地区公開講座 ・小学校との研修
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳授業／各教科／学級活動 ・生徒会・生活美化委員によるあいさつ運動 ・連絡帳の活用 ・部活動 ・学校だより、学年だよりの発行 ・三者面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だより、学年だよりの発行 ・スクールカウンセラー教育相談 ・三者面談 ・学校評議員会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡帳の活用 ・生徒観察 ・養護教諭との連携 ・スクールカウンセラーとの連携 ・三者面談 ・校内支援委員会⑧ ・学校評議員会の開催 ・教育相談部会④
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳授業／各教科／学級活動 ・生徒会・生活美化委員によるあいさつ運動 ・連絡帳の活用 ・部活動 ・学校だより、学年だよりの発行 ・小中合同意見交換会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だより、学年だよりの発行 ・スクールカウンセラー教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡帳の活用 ・生徒観察 ・養護教諭との連携 ・スクールカウンセラーとの連携 ・小学校との連携授業・研修 ・校内支援委員会⑨
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳授業／各教科／学級活動 ・生徒会・生活美化委員によるあいさつ運動 ・連絡帳の活用 ・部活動 ・学校だより、学年だよりの発行 ・学校生活アンケート③ ・いじめ防止への取組の講話 ・自然体験活動（2年 スキー教室） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だより、学年だよりの発行 ・スクールカウンセラー教育相談 ・学校評議員会の開催 ・学校評価の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡帳の活用 ・生徒観察 ・養護教諭との連携 ・スクールカウンセラーとの連携 ・学校生活アンケート③ ・校内支援委員会⑩ ・コーディネーター研修 ・学校評議員会の開催 ・学校評価の活用 ・小学校との連携授業・研修
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳授業／各教科／学級活動 ・生徒会・生活美化委員によるあいさつ運動 ・連絡帳の活用 ・部活動 ・学校だより、学年だよりの発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だより、学年だよりの発行 ・スクールカウンセラー教育相談 ・保護者会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡帳の活用 ・生徒観察 ・養護教諭との連携 ・スクールカウンセラーとの連携 ・校内支援委員会⑪ ・保護者会の実施 ・教育相談部会⑤

5 いじめへの対応

基本的な流れ

正確な実態把握

- いじめられた生徒、いじめた生徒、周りの生徒からの個別の聞き取り
- 聞き取りを行った教職員との情報共有、いじめの実態の正確な把握

指導体制と指導方針の決定

- いじめ対策委員会を核とした、いじめの認知と判断
- 把握した情報に基づく指導方針の策定および決定
- いじめ対策委員会を核とした、指導体制の確立と役割分担の明確化
- 教職員間における共通理解
- 保護者との連携
- 教育委員会、関係諸機関との連携および協力

生徒への指導・支援

- <いじめられた生徒>
 - 全教職員による安全確保
 - スクールカウンセラー等を活用したケア
- <いじめた生徒>
 - 組織的な指導および継続的な経過観察
- <いじめを発見した集団>
 - いじめを知らせた生徒、周りの生徒の安全確保

事後の対応・観察

- <関係生徒>
 - 継続的な指導・支援および全教職員による組織的な経過観察
 - スクールカウンセラー等を活用したケア
- <保護者>
 - 再発防止に向けた保護者との継続的な情報交換と、支援・助言
- <いじめを発見した集団>
 - 学校・学級における集団への定期的な指導の充実

いじめが起きた場合の組織的な対応

いじめられた生徒への支援

- 事実関係の聴取
 - ・練馬区の基本姿勢に基づき、いじめられた生徒に寄り添い、事実関係を丁寧に聞き取り、正確に把握する。
 - ・共感的・受容的な態度で聞き取りに臨み、自尊心を高めるよう留意する。
 - ・スクールカウンセラーや心のふれあい相談員と協力して対応にあたり、心のケアと必要な支援を実施する。
 - ・個人情報の取扱い等に十分注意を払う。

保護者や地域と連携した支援

- 保護者や地域と連携した支援
 - ・いじめが発覚した場合は、迅速に保護者に事実と適切な情報を提供する。
 - ・保護者に学校の指導方針を正確に伝え、連携・協力して解決にあたる。
 - ・地域や関係機関との連携を図り、安全確保を最優先とした見守り等の協力体制を整える。

いじめた生徒への実効性のある指導

- 毅然とした指導の徹底
 - ・教育的配慮の下、全教職員が毅然とした態度であたる。
 - ・直ちにいじめをやめさせ、いじめが人格を傷付け、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - ・いじめの背景や気持ちにも十分目を向けた指導を行う。
 - ・暴行や恐喝等の事例に関しては警察と連携して対応する。
 - ・いじめられた生徒の心の傷への思いを風化させることなく、生活改善の意識付けを維持させる。

保護者と連携したいじめの改善

- 保護者と連携したいじめの改善
 - ・いじめが発覚した場合は、保護者に事実と適切な情報を迅速に提供する。
 - ・保護者に学校の指導方針を正確に伝え、連携・協力して解決にあたる。
 - ・保護者の協力を求め、継続的な助言を行う。
 - ・いじめた生徒の健全な人格の発達を主とし、再発防止につなげる教育活動を通して保護者とともに、いじめの改善に努める。

いじめの周囲の生徒の心理を把握した指導

- 周囲の生徒への指導
 - ・「見て見ぬ振りをする行為やいじめの助長につながる行為はいじめていることと同じ」ことを理解させる。
 - ・誰かにいじめを知らせる勇気をもつことの大切さを指導する。
 - ・いじめを知らせた生徒には守り通すことを伝えるとともに、組織等で情報共有したうえで見守りや声かけ、いじめの解決に向けた取組を行う。

学校組織全体でのいじめへの対応

- 教職員間における共通理解
 - ・いじめへの対応について、教職員全体で共通理解を図ることで、特定の教職員が一人で抱え込むのではなく、組織等で情報を共有し、機動的かつ組織的に対応する。
 - ・いじめの解決とは、謝罪のみで終わるものではなく、いじめられた生徒といじめた生徒、周囲の生徒との関係の修復を得て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきものと捉える。
 - ・事後の状況については可能な限り、動向の確認や把握に努める。
- 教職員の役割と責任の明確化
 - ・いじめを把握した場合、いじめ対策委員会を核とし、迅速に情報の収集や共有を行い、教職員で役割分担を明確にする。
 - ・いじめられた生徒やいじめた生徒、保護者への支援や助言、周囲の生徒への心のケアを行う。
 - ・校内巡回や意図的な生徒観察を積極的に行うことで、生徒の変化を早期に発見し、学校全体で見守っているというメッセージを生徒や保護者に発信する。
 - ・学校いじめ対策推進教員を配置し、学校の抱える課題の解決に向けた取組を行う。
- いじめの疑いがある行為への対応
 - ・早い段階から教職員が関わりをもち、いじめられた生徒およびいじめを知らせた生徒の安全を確保する。

重大事態への対応

- 重大事態が発生した場合
 - ・直ちに教育委員会へ報告するとともに、法第28条および国の基本方針に基づいた重大事態への対処を行う。
 - ・教育委員会が求める資料の提供や調査に協力する。
 - ・些細と思われるいじめでも継続反復されれば重大事態となることを校内で共通理解を図る。
- 児童生徒や保護者への心のケア
 - ・いじめられた生徒に寄り添うとともに、全ての生徒が落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。
 - ・学校全体での見守り体制、保護者への様子の確認、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員等による心のケア、別室対応、警察への相談・通報等を行う。
 - ・必要に応じて個別の面接を行い、心の安定を図る。
 - ・事案の状況や対応についての説明は、個人情報保護等に十分配慮する。
- 保護者、地域、関係機関等との連携
 - ・保護者、地域、関係機関に迅速かつ適切に情報提供を行い、協力を依頼する。
 - ・緊急保護者会等で説明責任を果たし、憶測や誤った情報が拡散することを防ぎ、事態の混乱を防ぐ。
- 重大事態への対処に関する結果等の報告
 - ・同種の重大事態再発防止のために、速やかに質問紙や適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、明らかになった事実関係について報告する。

インターネット上のいじめへの対応

未然防止と早期発見の取組

- 校内の指導体制
 - ・指導資料の活用と、教職員の共通理解、組織的な指導体制を構築する。
- 教育相談の充実
 - ・共感的理解などの教育相談の基本に徹し、生徒のサインや情報をキャッチするよう心掛ける。
- 発達段階に応じた指導
 - ・啓発リーフレットやDVD、情報モラル教育を通して指導する。
- SNS学校ルールの策定と指導の充実
 - ・SNS豊二中ルールに基づき、生徒が主体となった啓発活動を促進し、いじめの未然防止に努める。
- PTAと連携した啓発活動
 - ・インターネットや携帯・スマホの利用について、家庭でルールを作るよう啓発する。

「ネット上のいじめ」が起きた場合の対応

- 事態・情報の收拾
 - ・個人情報が公開された場合は、URL、内容、画像等をできるだけ保存、記録して事実を明確にする。
 - ・明らかになったことを生徒に確認しながら聞き取り内容を蓄積する。
- いじめられた生徒への対応
 - ・仕返しが怖い、プライドを傷付けられたくない、保護者に心配をかけたくないなどといった、生徒の傷ついた心を支え、安心感をもたせる声かけをして話を聞く。
 - ・二次的な被害とならないよう慎重かつ丁寧に、管理者、作成者、サービス提供者、プロバイダ等へ、書き込みの削除を要請する。
 - ・教育委員会、警察、法務局、関係諸機関との連携を図り、助言を求める。
- いじめた生徒への対応
 - ・事実確認を行い、法律違反であり重大な人権侵害であることを指導し、毅然とした態度を貫く。
 - ・写真や文章の経路や所在を把握し、本人立会いのもとに情報を一つずつ確実に消去させる。
 - ・行動に至った原因、その生徒が抱える悩みや問題等、行動の真相にある心理を理解し対応する。
- 全生徒への対応
 - ・情報モラル教育を徹底し、発信者としての責任を自覚するよう繰り返し指導する。
 - ・相談窓口や違法な情報発信停止、情報の削除の手続きの方法等についての情報を提供する。
- 保護者対応
 - ・関係する保護者に対して事実を説明し、指導内容を報告する。
 - ・保護者に理解を得つつ、今後の利用の仕方およびルール作り等、家庭による管理の責任を要請する。
 - ・生徒のショックや不安を防ぐために、必要に応じてスクールカウンセラーによる面談等を行う。
 - ・情報モラル講習会への参加を呼びかける。

校種間および関係機関との一層の連携

- 小学校卒業時等における的確な情報収集
- 中学校入学後の小学校との情報連携の継続と意見交換
- 関連機関との情報共有
 - ・教育相談室や適応指導教室、子ども家庭支援センター、児童相談所、福祉や医療機関および警察等との情報共有を継続的に行う。（学校サポートチームの設置）
 - ・特に犯罪行為として取り扱われるべきであると認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる場合は、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に警察に相談・通報をし、警察と連携した対応を取る。

学校におけるいじめの防止等の取組の点検

- 学校いじめ防止基本方針の点検・見直し
- 定期的ないじめに関する調査
- 学校評価等を通じた教職員による評価および改善
- 学校評価等を通じた生徒および保護者等の評価

4 付則

付則（平成26年5月20日付け練豊二中第27号）

- 1 この「学校いじめ防止基本方針」は平成26年5月20日から施行する。
- 2 この「学校いじめ防止基本方針」の一部を改訂し、平成28年7月11日から施行する。
 - 学校いじめ対策推進教員の配置と取組に伴う項を追記
 - SNS学校ルール「SNS豊二中ルール」の策定と指導に伴う項を追記